主 文 原判決を破棄する。 被告人を懲役一〇月に処する。 理 由

本件控訴の趣意は、山形地方検察庁検察官検事西岡幸彦名義の控訴趣意書記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

控訴趣意第一点について

所論は要するに、原判示第二の救護等の義務違反の罪と同第三の報告義務違反の 罪は別個独立の義務であり、各義務違反に対する罰条も各別に規定されているから、両罪は併合罪の関係に立つものと解すべきであつて(最高裁判所昭和三八年四月一八日大法廷判決刑集一七巻三号二二九頁参照)、この見解は近時の同裁判所の判決(昭和四九年五月二九日大法廷判決)にいう「社会的見解」に照らしても是認されるものである。しかるに原判決は、右各罪が観念的競合犯の関係に立つものとして、刑法五四条一項前段を適用したことは、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の解釈適用を誤つたものであるから破棄されるべきである、というにある。 〈要旨〉よって判断するに、刑法五四条一項前段の規定にいう「一個の行為とは、

したがつて被告人の本件各義務違反の罪は、刑法五四条一項前段の観念的競合犯の関係に立つと解すべきであるから、原判決のこの点に関する法令の解釈適用は正当であり、論旨は理由がない。

控訴趣意第二点(量刑不当の主張)について

所論にかんがみ記録を精査し、当審における事実取調の結果を参酌するに、被告人は原判示第一の犯行当日に自宅より原判示料理店における忘年会に出席するにおり、同席で飲酒することを予定しながら敢えて普通乗用自動車を運転して同席に臨み、通常ビール大びん二本が限度であるところ、ビールをほぼ同限度量(約一・二四リツトル)まで飲んだ後同日午後六時頃右自動車を運転して帰途に就き、時速約四五キロメートルで進行中、酔がまわつて前方注視が困難な状態に陥つたところ、およそかかる場合において直ちに運転を中止して事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があることは当然であるにも拘らず、これを怠り、ただ帰宅を急ぐ気持に駆られるまま運転を継続した過失により、同日午後六時二〇分頃、附近

に照明設備がないため路面が暗い原判示場所に差しかかつた際に、折柄被告人車前 方左側をA(当時六四年)が自転車に搭乗して同一方向に進行中であることに全く 気付かず、自車左前部を右自転車の後部に激突せしめ、その衝撃を感じながらなん らの措置も講ずることなくさらに約六・六二メートル進行したときに再度の衝撃を 感じ、ここにおいて自転車などに衝突し、その搭乗者などにかなりの傷害を負わせ たであろうことを感知しながらただ刑責をおそれて狼狽し、咄嗟に右方に転把して 自車を右自転車から離した後、停止することなく運転を継続して逃走し、もつてAに対し原判示の重大なる傷害を負わせたほか、原判示第二の救護等の義務も亦、同 第三の報告義務をもともに尽さなかつたこと、同日午後――時頃警察官によりその呼気の検査をうけたところ、呼気ーリツトルにつきー・〇〇ミリグラム以上のアル コールを身体に保有していたこと、Aは右事故当時郵便配達業務に従事中のところであったが、右受傷の結果、いまだに左肩甲部痛、左肩機能障害があり、通院治療 を継続中ではあるが、これらは後遺症として固定するものとみられ、従前の業務に 復帰することは望み難いことが認められる。以上認定の情況に照らせば、本件各犯 行の態様はまことに悪質にして結果も重大であり、被告人はその法軽視の態度に照らして、強く刑責を問われて然るべきである。もとより他面、被告人は日頃真面目 な人柄で職場においても人望があり、これまで交通事故を発生せしめたことも、道 路交通法違反の前歴もなく、性格には非常に小心な一面があつて、本件における逃 走もこれに禍されて狼狽したためと窺われるほか、被害者に対しては熱心に慰籍の 態度を示し、同人およびその家族らは被告人に対し宥恕の意思を表明して軽い処分 を望んでいること、示談を成立せしめて、その約定の分割支払に多少の遅れはあるものの、まずまず履行していること、被告人に反省の情がみられること、家庭の状況その他諸般の情状の認められるところを十分斟酌しても、本件刑責に照らせば、被告人と懲役一年に処し、三年間その執行を猶予することとした原判決の量刑は、 軽きに過ぎ不当であると認めざるを得ない。論旨は理由がある。

よつて刑事訴訟法三九七条一項、三八一条に則り原判決を破棄し、同法四〇〇条 但書を適用してさらに次のとおり判決する。

原判決が適法に認定した事実に対する法令の適用は刑種の選択を含め原判決摘示のとおりであるからここにこれを引用し、所定刑期の範囲内で被告人を懲役一〇月に処することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 山田瑞夫 裁判官 野口喜蔵 裁判官 鈴木健嗣朗)